

国立大学法人大阪大学  
総長 鷺田 清一 殿

## 非常勤職員の雇用期限は そもそも何のためにあるとお考えでしょうか？

本来、あくまで臨時の職に、労働者を低賃金のまま長年月にわたって縛りつけさせないようにするための規定だということは、もちろんご存知のことと思います。

ところが、その規程が、働き続けたいと願っている、更には臨時とはいえない恒常的業務を担っている非常勤職員を、職場から強制的に排除する目的で使われている現状を、どのように評価されていますか？

法の本来の精神を無視して形式だけを整えることが、大学に求められる社会的責任（法令遵守）ではないはずです。雇用継続の期待権の発生をそれほどまで恐れるのは何故ですか？

実際に、雇用期限の根拠法とされている労働基準法は、働き続けたい労働者に不利益となる首切り（雇い止め）を強いるものではなく、その待遇に甘んじたくない労働者がその環境から脱出する権利を保障するものであり、形式的な「雇用期限」の仕組みで指導官庁の顔色をうかがいながら、言い逃れのために運用されるような規定ではありません。

そして今、多くの国立大学において、この雇用期限が廃止あるいは見直されつつあります。

担当部署である人事労務室に訊ねても、その回答は「規則だから規則なんだ」という同語反復でしかありません。わたしたちにはっきりと説明する能力を欠いているのです。

もはや責任をもって語れるのは、大阪大学総長であるあなたのみです。今こそ、わたしたちに行いで示して下さい。そして、もし明晰な言葉で理由説明ができないのであれば、そのような制度は直ちに撤廃して下さい。

## 非常勤職員就業規則を改定し、 雇用期間の上限を撤廃して下さい。

所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

【署名提唱団体】 大阪大学教職員組合

大阪大学箕面地区教職員組合